

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、新地町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

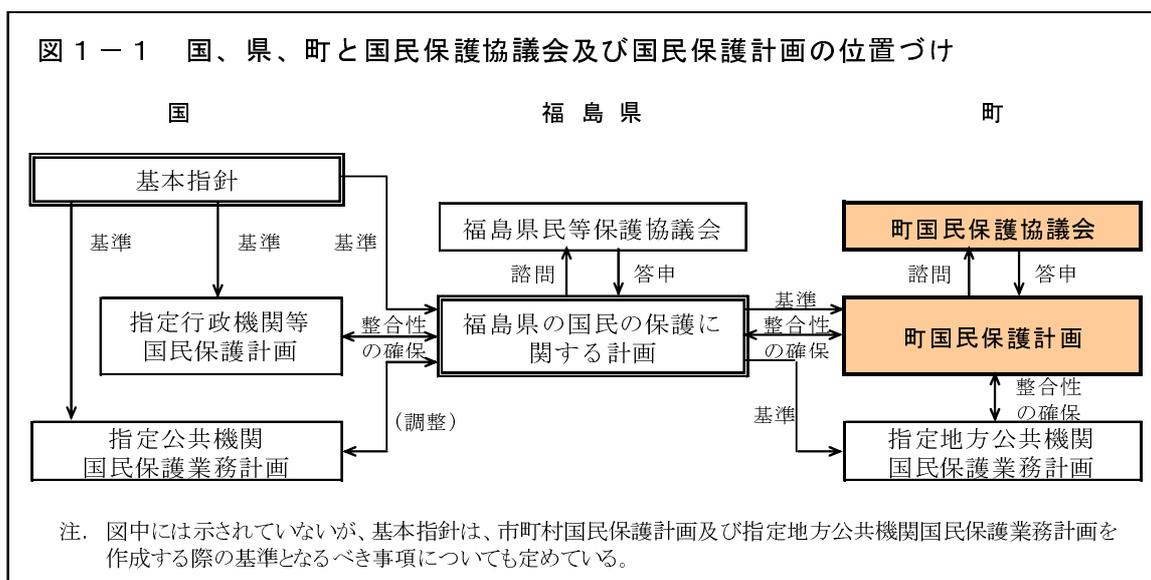
1 町の責務及び新地町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、新地町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。（図1-1）



第1編 総論

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

ア 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

イ 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ アからオのほか、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本編》

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

《資料編》

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

ア 町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。

イ 町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以

第1編 総論

下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針等

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、町は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村、町の区域を管轄する相馬地方広域消防本部並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、自らが実施する国民保護措置のほか、相馬地方広域消防本部及び指定地方公共機関等が実施する町の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

(1) 外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、町は、町の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

(2) 町地域防災計画に基づく対応

武力攻撃事態等への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対応等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、新地町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

(3) 相馬地方広域消防本部との連携等の確保

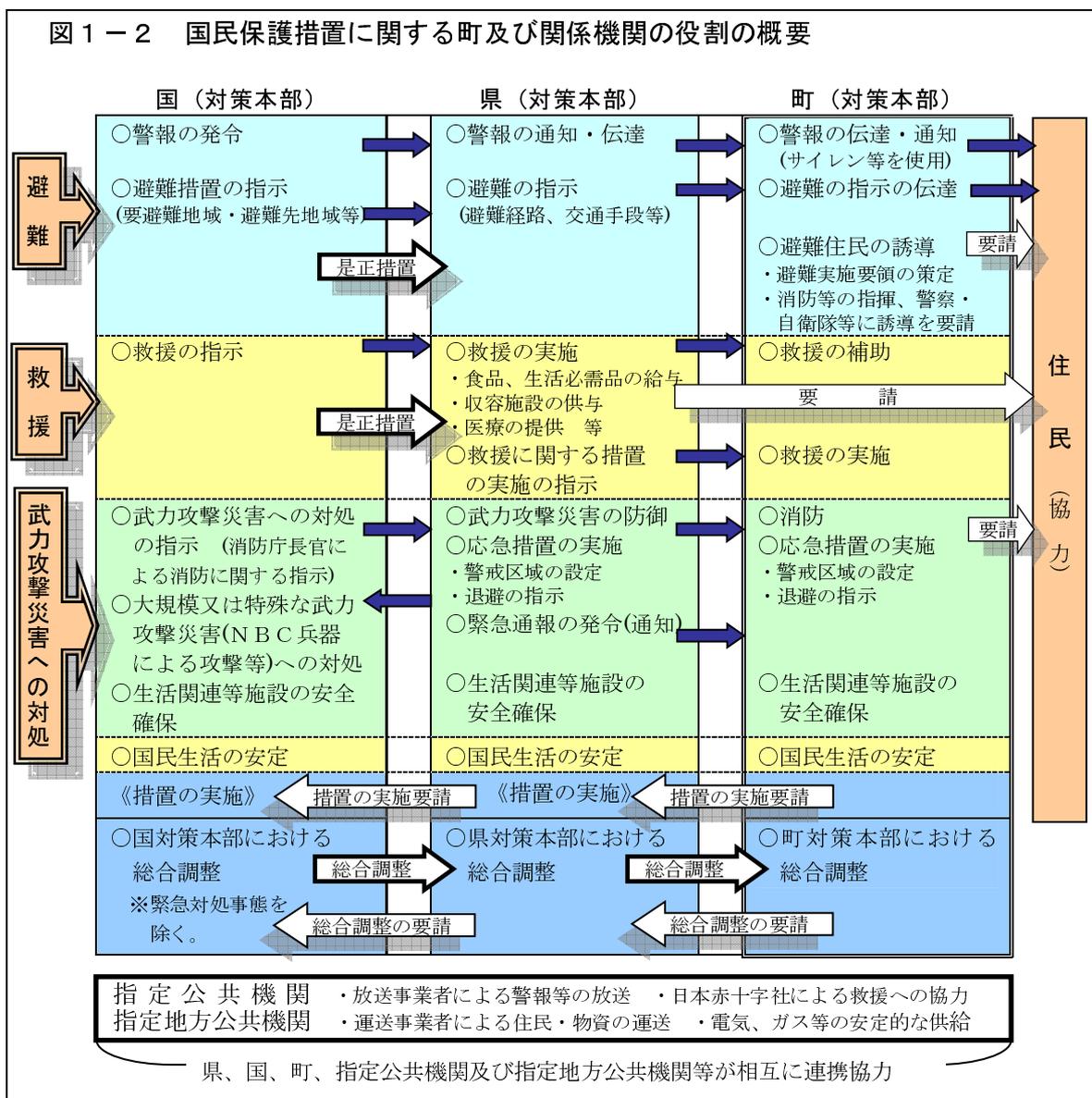
町は、町の区域の消防を管轄する相馬地方広域消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、この計画に定めることなどにより相馬地方広域消防本部との連携の確保に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 町及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である町、国（指定地方行政機関含む。）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行う国民保護措置に関する役割の概要は図1-2のとおりである。



2 町の事務又は業務の大綱

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 相馬地方広域消防本部の事務又は業務の大綱

- (1) 町国民保護計画の作成への協力
- (2) 町国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加
- (3) 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部との連携
- (4) 相馬地方広域消防本部国民保護対策本部等の組織の整備、町等の実施する訓練への協力及び参加
- (5) 町の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 被災者の捜索及び救出、死体の捜索等、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 消防、退避の指示の伝達、町長の行う警戒区域の設定への協力、廃棄物の処理、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

4 関係機関の連絡先

- (1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）
町国民保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおり
- (2) 県関係機関（県警察含む）
資料編のとおり
- (3) 関係市町村機関（消防機関含む）
資料編のとおり

第1編 総論

- (4) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
資料編のとおり
- (5) その他関係機関
資料編のとおり

第4章 町の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる町の区域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

1 地理的条件

(1) 位置及び面積

本町は、福島県浜通りに位置し、南は相馬市、北は宮城県山元町、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系を境として宮城県丸森町に接している。

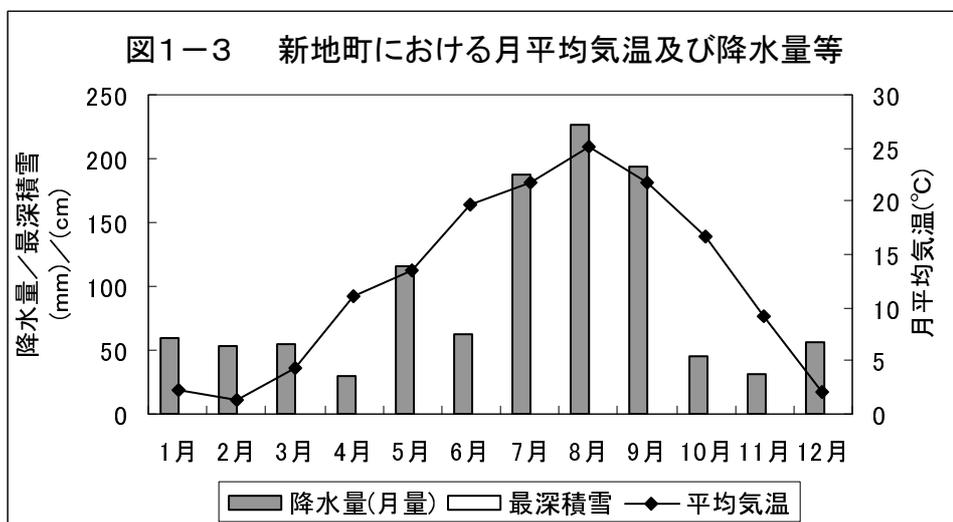
町域は、東西7.2km、南北6.8kmにわたり、総面積46.35km²である。また、町域の東部は太平洋に面しており、海岸線の延長は7,465mとなっている。

(2) 地勢

本町は、阿武隈山系が南北に走り、尾根からのびた丘陵の一部は海岸まで達しており、丘陵の間を東流する三滝川、砂子田川、立田川の主な三河川の両側に沿って平坦地が展開し農地が拓けている。

(3) 気象

本町の気候は、東日本型海洋性気候で、比較的温暖な気象条件に恵まれ、積雪も少なく、夏は臨海地帯の関係で30℃を超えることは少ない。



2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、平成7年10月の9,093人をピークとして緩やかに減少し、平成17年10月は8,584人となっている。対照的に世帯数は緩やかな増加で推移し、平成17年10月には2,395世帯となっている。

(2) 交通

ア 道路

- ・ 本町の主要幹線道路として、町域を縦断する国道6号、主要地方道相馬互理線及び町道南菅谷線、横断する国道113号、県道赤柴中島線、新地停車場釣師線、金山新地停車場線を主軸として基本的な道路網を形成している。
- ・ 福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）では、国道6号など基本的な道路網を形成している路線のほか重要港湾に指定されている相馬港及び隣接する市町村の主要路線を接続する相馬港線について緊急輸送路に指定している。

イ 鉄道

本町にある鉄道として東日本旅客鉄道(株)（以下「JR東日本」という。）の常磐線が、本町と相馬市及び宮城県山元町を結んでいる。

表1-1 本町と隣接市町村を結ぶ道路及び鉄道路線

隣接市町村	路線等名	出発地域	隣接する到着地市町村 (経由先)	備考
相馬市	国道6号	新地町	相馬市(いわき市)	第1次確保路線
	相馬互理線	新地町	相馬市	第2次確保路線
	常磐線	新地町	相馬市(いわき市)	JR東日本
宮城県山元町	国道6号	新地町	山元町(岩沼市)	第1次確保路線
	常磐線	新地町	山元町(仙台市)	JR東日本
宮城県丸森町	国道113号	新地町	丸森町(白石市)	第1次確保路線
—	相馬港線	新地町	新地町	第1次確保路線

注1. 「福島県地域防災計画」(福島県生活環境部)等による。

2. 備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分である。

ウ 港湾

- ・ 本町には、重要港湾に指定されている相馬港がある。
- ・ 県地域防災計画では、物資受入れ港として相馬港を指定している。

(3) 自衛隊施設等

本町は、陸上自衛隊は東北方面隊（第6師団第44普通科連隊）、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

表1-2 県内の自衛隊施設

区分	駐屯地名	部隊名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6特科連隊 ・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市

(4) 電力供給施設

町内に位置する主な火力発電所は表1-3のとおりである。

表1-3 町内の発電所の設置状況

施設名	所在地	認可最大出力(kw)	事業者名
相馬共同火力新地発電所	相馬郡新地町駒ヶ嶺字 今神1-1	2,000,000	相馬共同火力発電株式会社

3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 地勢、気象条件による避難経路の制限

本町において、町の西方面に住民避難を実施する場合、中山間地域を移動することになるため、避難経路が制限されるおそれがある。

(2) 中山間地域における高齢者等の住民避難

ア 本町は、高齢者の比率や1人暮らしの高齢者世帯の比率が高いことから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

イ 中山間地域においては、公共交通機関が限られている地域が多いことから、当該地域における住民の避難については、避難手段の確保方法に留意する必要がある。

(3) 発電所立地地域における住民避難

本町には、火力発電所が立地しているが、この発電所に対し武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃（以下「武力攻撃等」という。）が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、町国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-4のとおりである。

表1-4 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武 力 攻 撃 等 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《対応の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

類 型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、町、相馬地方広域消防本部、管区海上保安本部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、町国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-5 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区別される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

区分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<p>○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○ このため、国、県及び町、相馬地方広域消防本部等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急処理事態の分類

(1) 緊急処理事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急処理事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-6のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、町国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-6 基本指針における緊急処理事態の類型

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	①原子力事業所等の破壊	①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
		②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
		③危険物積載船への攻撃	③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
		④ダム破壊	④ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ④化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 緊急処理事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、町国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。